

平成 30 年 6 月大阪府北部地震に関する緊急要請

平成 30 年 7 月 25 日

全 国 市 長 会
近 畿 市 長 会

平成 30 年 6 月大阪府北部地震に関する緊急要請

平成 30 年 6 月 18 日、大阪府北部で発生した最大震度 6 弱の地震では、ブロック塀が倒壊し、小学生が死亡するなど複数の尊い命が失われました。鉄道等の交通網は乱れ、断水やガスの供給停止が広範囲にわたるなど、都市が一時的に機能不全に陥りました。

同地域では、特に、水道管の破断による断水や漏水等が発生し、約 21 万人の住民の日常生活に多大な影響を及ぼしました。今後も、人口減少等に伴い、水道事業者の水道料金収入が減少していく一方、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震等の発生時においても、水を安定的に供給できる状態を確保するためには施設の早急な更新・耐震化が必要であり、この施設整備には多大な費用を要します。

また、この地震では、住宅被害が 2 万 2 千棟を超えていますが、その大半が一部損壊であり、「被災者生活再建支援法」の適用除外となるため、被災地においては、一部損壊の世帯に対する支援について、制度拡充が求められています。

よって、国におかれては、この度の被災地の状況をご賢察いただき、被災地のすべての住民が、引き続き地元で安心して生活が送れるよう、下記の事項について、特段の配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 被災者の早急な住居の確保

被災者の当面の住居を早急に確保するため、一部損壊であっても、応急仮設住宅（応急借り上げ住宅を含む。）の供与の対象となるよう制度を柔軟に運用できるようにすること。

2 児童・生徒等の就学環境の整備並びに危険なブロック塀に対する早急な対策

児童・生徒の安全安心な就学環境を整えるため、すべての危険個所の点検・補強補修工事などに必要となる費用について、特段の財政支援を講じること。

地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀は、重大な人的被害を引き起こすとともに、災害時における緊急車両の通行に支障となり得ることから、その撤去や改修を促進するため、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政支援を講じること。

また、これらについては、被災自治体が緊急的な対応として行った工事等についても、財政支援の対象とすること。

3 生活関連インフラの耐震化に向けた支援

上水道をはじめとする生活関連インフラに係る復旧事業の財政措置の充実を図るとともに、将来に向けてそれらの強靱化を図るため、老朽化が進んでいる水道施設等の更新・耐震化について、財政的な支援を含め特段の措置を講じること。

4 専門職及び技術者等の職員派遣

住民の健康維持を支援するための保健師等の専門職や災害後の土地・家屋を調査するための土木・建築等の技術者などの職員派遣を計画的に実施すること。

5 災害復旧・復興に向けた早急な財政措置

被災自治体の道路、河川等の都市基盤施設や文化施設など公共施設、文化財等の災害復旧・復興に係る諸事業に対し、財政措置を早期に実施すること。

特に、土砂災害対策・治水対策事業については、土砂、がけ崩れ等の地盤の緩みがある場合、梅雨時期の大量の降雨により、さらなる災害の発生が危惧されることから、災害復旧に係る経費のみならず、予防保全的に行う経費についても財政措置の充実を図ること。

6 商工業の復興に向けた支援

被災した中小企業が早期に立ち直れるよう、特別な財政支援を行うこと。

7 被災自治体の災害対策経費への支援

被災自治体においては災害への緊急応急的な対応に多額の費用負担が生じており、特別交付税による支援をはじめ、国による財政措置を行うこと。

平成 30 年 7 月 25 日

全国市長会会長	相馬市長	立 谷 秀 清
近畿市長会会長	芦屋市長	山 中 健
滋賀県市長会会長	野洲市長	山 仲 善 彰
京都府市長会会長	木津川市長	河 井 規 子
大阪府市長会会長	高石市長	阪 口 伸 六
奈良県市長会会長	桜井市長	松 井 正 剛
和歌山県市長会会長	有田市長	望 月 良 男
兵庫県市長会会長	伊丹市長	藤 原 保 幸